

障害者虐待事例への対応状況調査結果等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

- 厚生労働省において実施している「令和6年度障害者虐待事例対応状況調査結果（令和7年12月公表）」の調査結果の主なポイントは、以下のとおり。
 - ・ 養護者虐待は「相談・通報件数」が大幅に増加する中、「虐待判断件数」及び「被虐待者数」とともに増加。一方で、施設従事者等虐待は「相談・通報件数」及び「虐待判断件数」は増加、「被虐待者数」は昨年度からは減少。
 - ・ 通報者の割合は、養護者虐待は「警察」が半数以上の55.9%を占める。施設従事者等虐待では、「当該施設・事業所の職員」「当該施設・事業所の設置者・管理者」からの通報が37.1%を占める。
 - ・ 養護者虐待の被虐待者の障害種別では、精神障害が47.6%で知的障害の43.0%を上回り、初めて最多となった。
 - ・ 虐待の発生要因は、養護者虐待は「家庭における被虐待者と虐待者の人間関係」「虐待者が虐待と認識していない」が多く、障害福祉施設従事者等による虐待は「教育・知識・介護技術等に関する問題」「倫理観や理念の欠如」「職員のストレスや感情コントロールの問題」が多い。
- それぞれの数値の増加の背景としては、主に以下のようなものが考えられる。
 - ・ 養護者虐待では、ひきこもりや8050問題等を背景に、警察からの通報が増加
 - ・ 施設従事者等虐待では、虐待防止措置の義務化や減算の強化等で事業所職員等の虐待防止・権利擁護への意識が高まったことによる相談・通報件数の増加や、新規参入事業所の増加等によるサービス提供事業所数・利用者数の増加

<養護者による障害者虐待> (P3、4参照)

- ・ 相談・通報件数 : 11,656件 (対前年度1,684件 (16.9%) 増)
- ・ 虐待判断件数 : 2,503件 (対前年度220件 (9.6%) 増) 被虐待者数 : 2,518人 (対前年度233人 (10.2%) 増)
- ・ 相談・通報者 : 警察55.9%、本人11.9%、施設・事業所の職員9.9%、相談支援専門員9.1% 等
- ・ 虐待行為の類型 : 身体的虐待66.1%、心理的虐待31.9%、経済的虐待16.5%、放棄、放置11.5%、性的虐待2.3%
- ・ 虐待行為の影響の程度 : 軽度57.7%、中度31.4%、重度10.9%
- ・ 被虐待者の障害種別 : 精神障害47.6%、知的障害43.0%、身体障害15.9% 等 ※行動障害がある者は23.4%
- ・ 発生要因 : 家庭における被虐待者と虐待者の人間関係45.0%、虐待者が虐待と認識していない40.1% 等

<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> (P5、6参照)

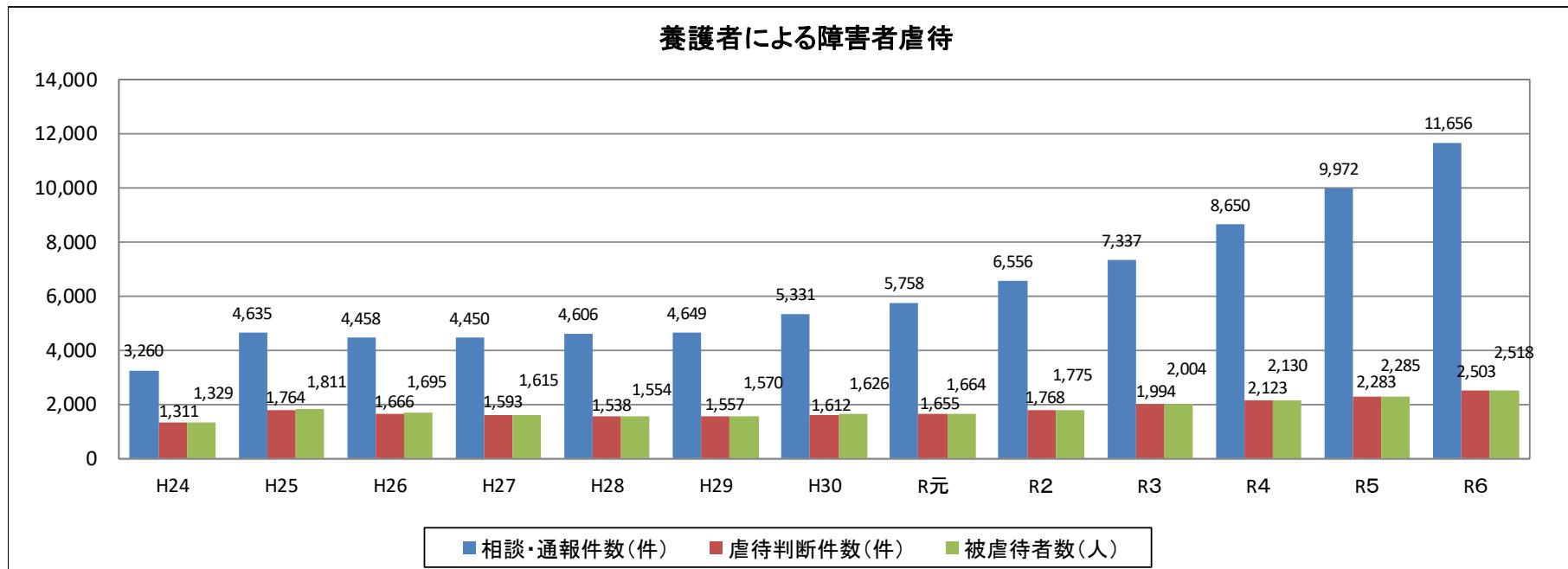
- ・ 相談・通報件数 : 5,870件 (対前年度252件 (4.5%) 増)
- ・ 虐待判断件数 : 1,267件 (対前年度73件 (6.1%) 増) 被虐待者数 : 2,010人 (対前年度346人 (14.7%) 減)
- ・ 相談・通報者 : 当該施設・事業所職員20.5%、当該施設・事業所設置者・管理者16.5%、本人13.8% 等
- ・ 虐待行為の類型 : 身体的虐待51.6%、心理的虐待47.3%、性的虐待11.1%、放棄、放置8.5%、経済的虐待7.2%
- ・ 虐待行為の影響の程度 : 軽度70.9%、中度22.8%、重度6.3%
- ・ 被虐待者の障害種別 : 知的障害67.9%、身体障害21.3%、精神障害17.2% 等 ※行動障害がある者は38.2%
- ・ 事業所種別 : 共同生活援助31.6%、障害者支援施設19.2%、放課後等デイサービス12.4%、生活介護11.3% 等
- ・ 発生要因 : 教育・知識・介護技術等に関する問題67.5%、倫理観や理念の欠如60.2%、職員のストレスや感情コントロールの問題58.7% 等

- 養護者虐待の防止については、障害者虐待に関する知識・理解の啓発や地域における虐待防止ネットワークの構築等を通して、障害者虐待の未然防止や早期発見、必要な養護者支援（※）へ適切につないでいくこと等に取り組む。
(※) 「養護者支援」とは、例えばサービス等利用計画を見直し、短期入所等の障害福祉サービス等の利用を増やす等により、養護者の負担を軽減し、障害者虐待の発生を予防すること等をいう。
- 施設従事者虐待の防止については、以下の取組をさらに進めていくことで、虐待防止や早期発見の取組の徹底、分析の強化等を実施する。
 - ・ 通報義務のさらなる周知徹底
 - ・ 虐待件数が多いグループホームと障害者支援施設の要因分析のための深掘り調査（本年4月に厚生労働省ホームページで公表予定）
- また、令和6年度報酬改定における下記取組を着実に推進することにより、障害者虐待の防止にもつなげていく。
 - ・ 令和4年度に義務化された障害者虐待防止措置が未実施の場合に対する減算措置の導入
 - ・ 身体拘束廃止未実施減算について、入所施設・居住系サービスにおける減算額の引上げ
 - ・ 障害福祉サービス事業所における支援の質の確保の観点から、共同生活援助、障害者支援施設において、地域連携推進会議を設置するなど、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組の義務化
 - ・ 強度行動障害の状態にある児者への支援体制の強化（重度障害者支援加算の拡充、集中的支援加算の創設）
- なお、グループホームについては、指定のあり方の検討に加え、ガイドラインの策定や管理者の資格要件の創設等、サービスの質の確保のための検討等を並行して進めていく。
- あわせて、自治体における障害者虐待への対応の徹底を図るため、以下のような取組も通じて、自治体や障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止や早期発見の取組の徹底を図っていく。
 - ・ 都道府県・市町村における虐待対応体制の整備のための国庫補助（虐待防止対策支援事業）
 - ・ 都道府県による自治体や事業所向けの研修等の質の向上
 - ・ 重篤事案の検証による再発防止策の検討
 - ・ 全国会議等で、自治体における障害者虐待の通報への対応の徹底について依頼

1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

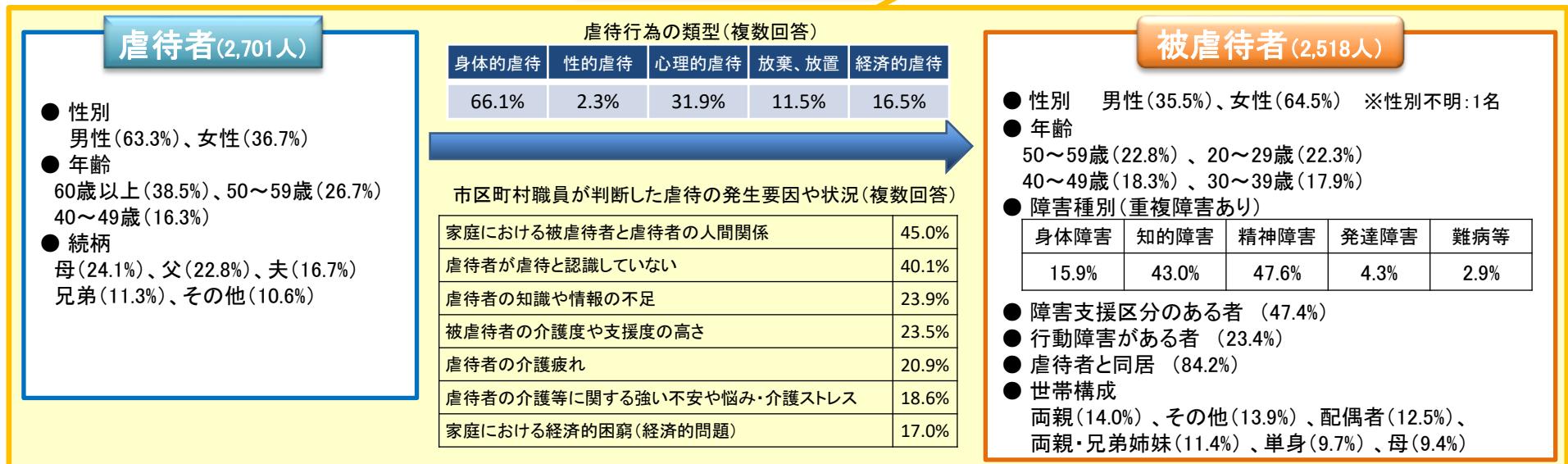
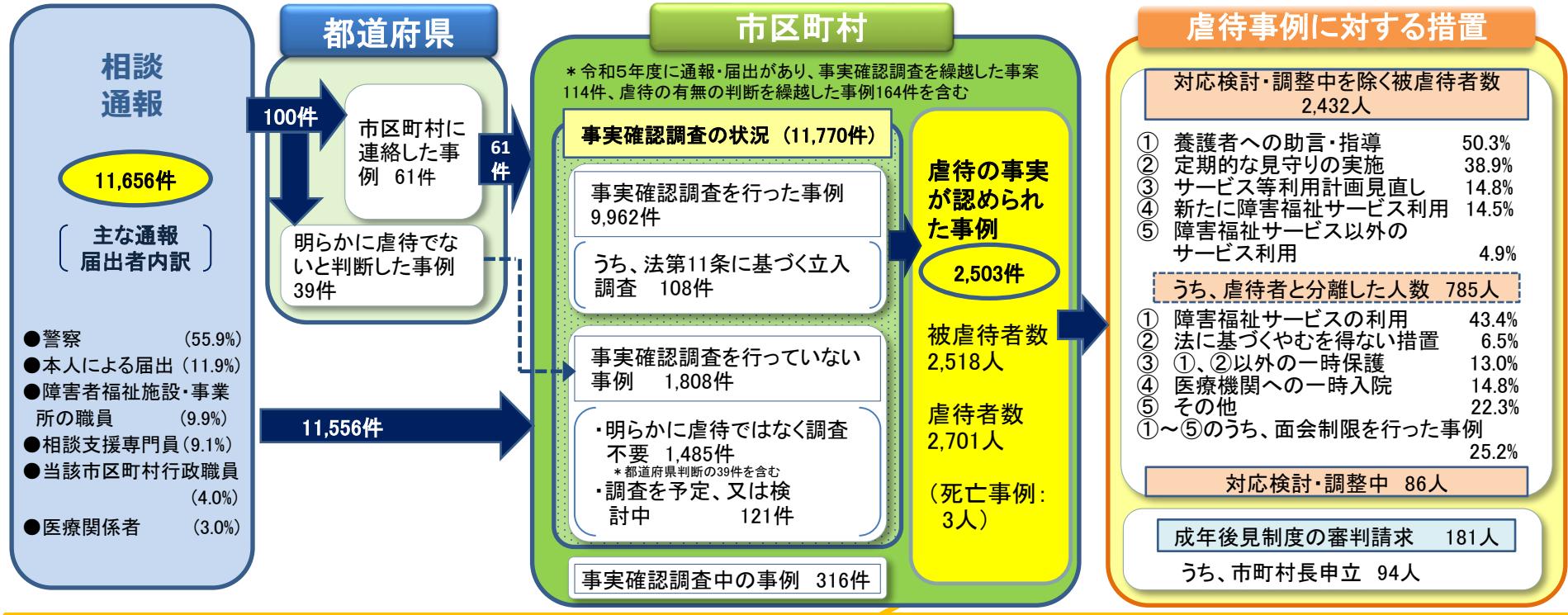
- 令和6年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は11,656件であり、令和5年度から1,684件(16.9%)増加。
- 令和6年度の虐待判断件数は2,503件であり、令和5年度から220件(9.6%)増加。
- 令和6年度の被虐待者数は2,518人であり、令和5年度から233人(10.2%)増加。

養護者	平成(年度)							令和(年度)					
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283	2,503
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285	2,518



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和6年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞

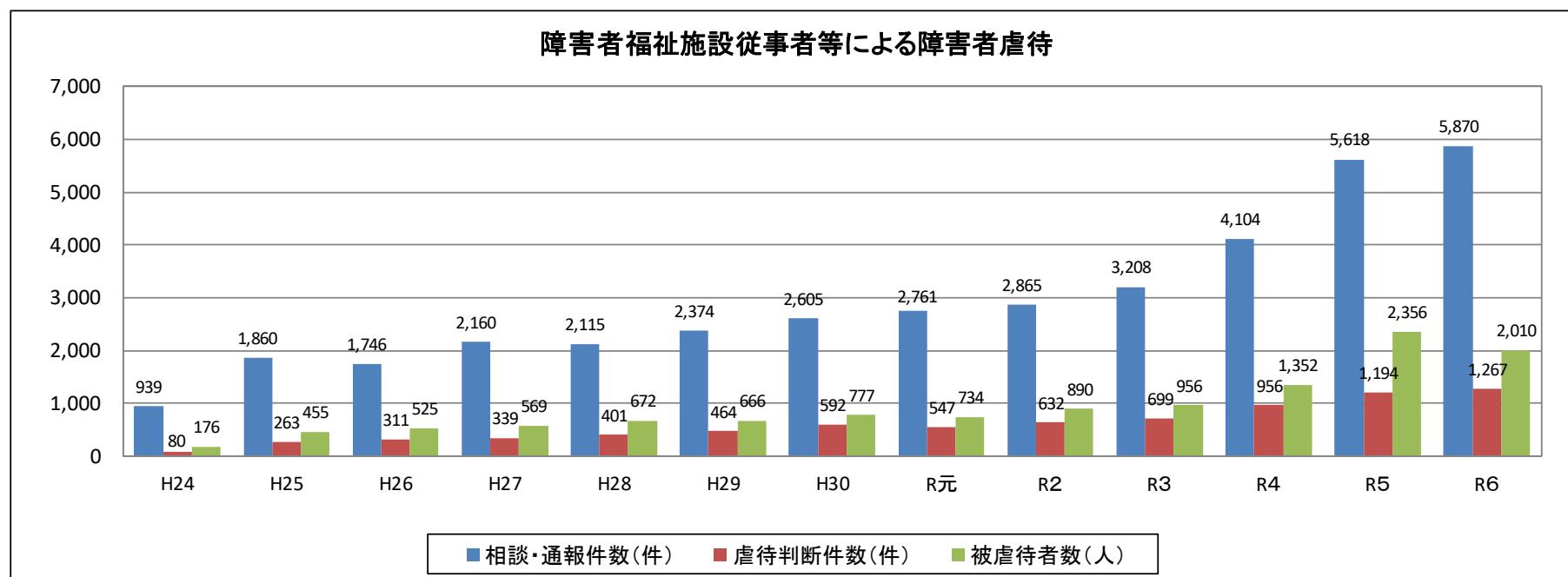


2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

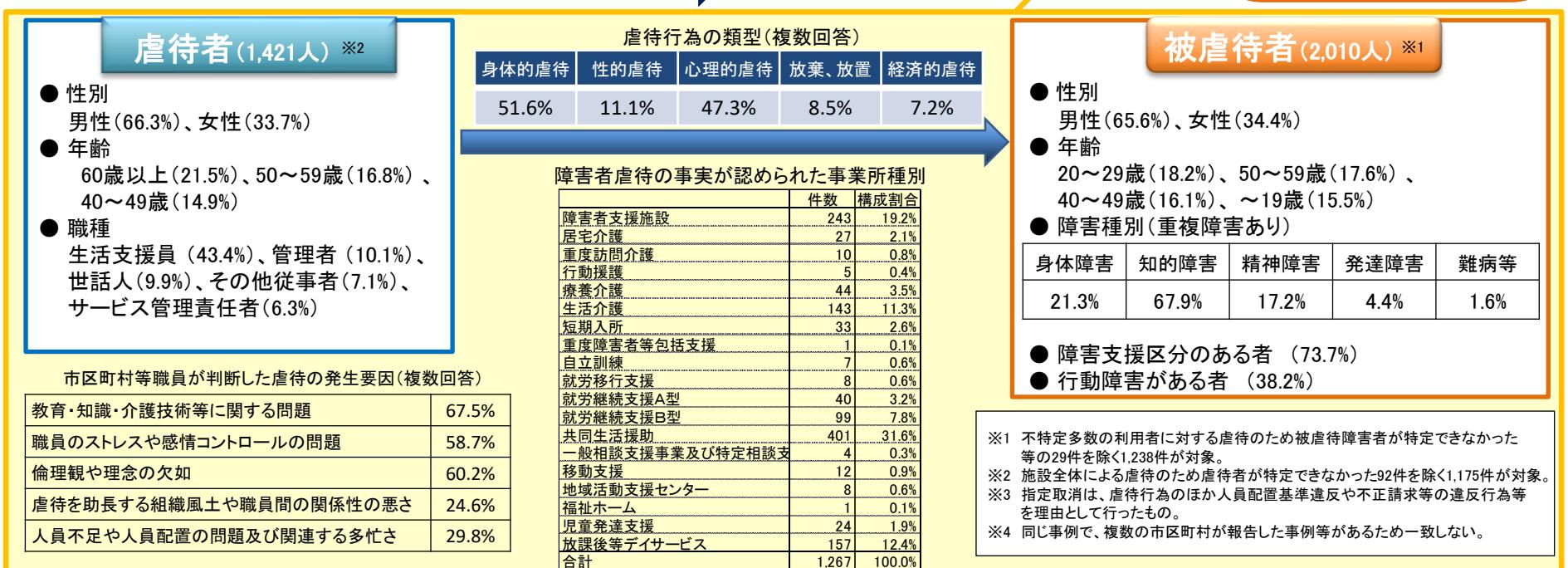
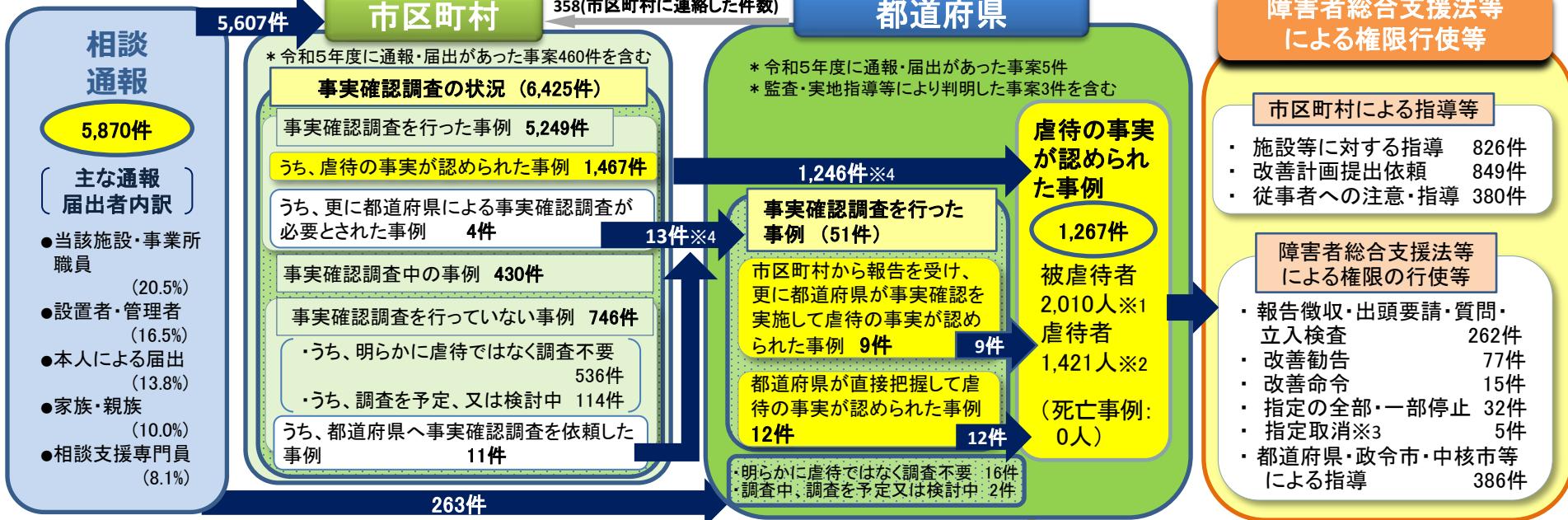
- 令和6年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,870件であり、令和5年度から252件(4.5%)増加。
- 令和6年度の虐待判断件数は1,267件であり、令和5年度から73件(6.1%)増加。
- 令和6年度の被虐待者数は2,010人であり、令和5年度から346人(14.7%)減少。

障害者福祉施設従事者等	平成(年度)							令和(年度)					
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194	1,267
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356	2,010

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



令和6年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



參 考 資 料

障害者虐待防止法の概要

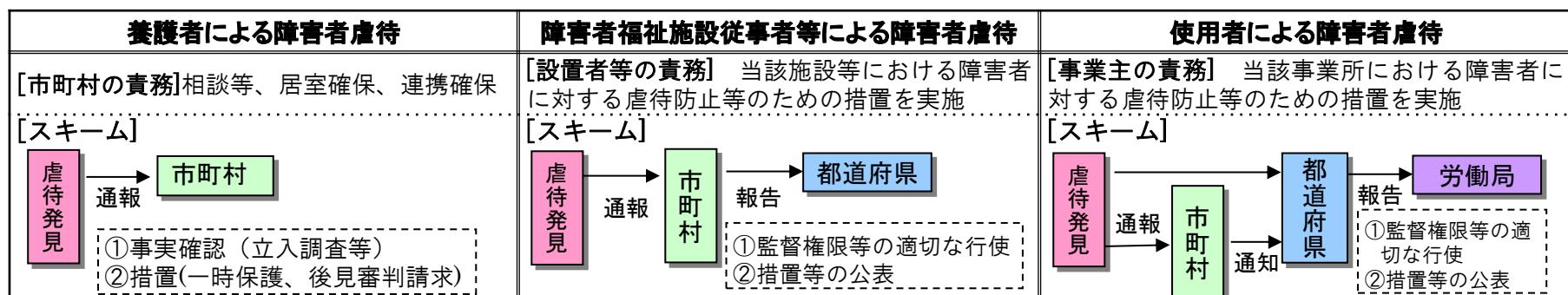
(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、
平成24年10月1日施行)

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
①養護者による障害者虐待 ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 ③使用者による障害者虐待
- 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

○ 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

○ 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。
- との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

«地域との連携等【新設】»

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
-
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
 - ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
 - ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
 - 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。
- （現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【重度障害者支援加算（共通）】

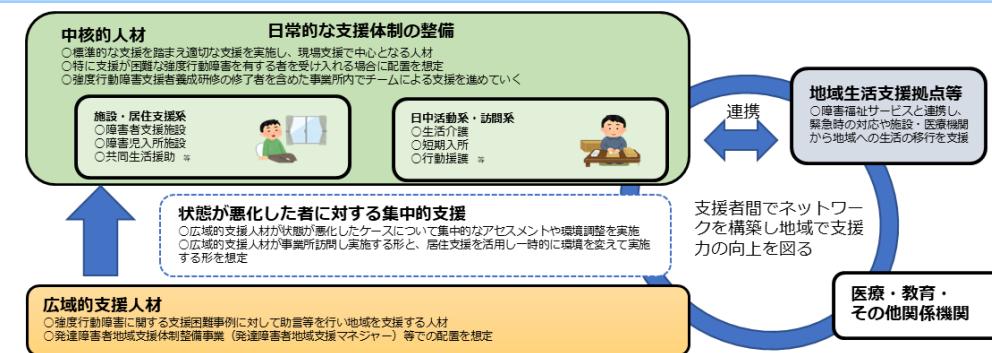
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位／回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位／日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置	【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置			区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置	【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
生活介護・ 施設入所支援	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	【新設】受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位
							初期 +200単位

③行動援護における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

【行動援護の基本報酬】（例）

- ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合 （現行） 407単位 → （見直し後） 437単位
- ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合 （現行） 1,940単位 → （見直し後） 1,904単位

- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。

- ・ 医療・教育等の関係機関との連携
- ・ 行動関連項目18点以上の者の受入れ
- ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

【新設】有資格者支援加算 60単位／日（1人1日当たり）

- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

【新設】外部連携支援加算 200単位／回（月4回を限度）

障害者虐待防止対策関係予算

○ 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）

令和8年度当初予算案：6.1億円
(令和7年度予算：6.2億円)

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待時の対応のための体制整備

例：専門職員の確保、社会福祉士と弁護士による虐待対応専門職チームの活用の促進（専門性の強化）、虐待を受けた障害者の居宅訪問等、死亡等の重篤事案についての検証

② 連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

③ 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例：障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施、
※学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者に対する研修も実施可能

④ 普及啓発

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国1／2、都道府県1／4 都道府県実施事業：負担割合 国1／2

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費

令和8年度当初予算案：12百万円
(令和7年度予算：12百万円)

1. 事業内容

- ① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施
- ② 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析

2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）

権利擁護・虐待防止研修の見直し

- 都道府県における市町村職員や事業所職員向けの権利擁護・虐待防止研修について、研修内容の充実を図る観点から、令和6年度から国において標準的な研修カリキュラムを提示。

ア 【講義部分】※事前視聴

共通講義

- I 障害者虐待総論-成立までの経過、社会的意義(30分)
- II 障害者虐待防止法の概要(45分)
- III 当事者の声(45分)
- IV 性的虐待の防止と対応(30分)
- V 身体拘束等の適正化の推進(30分)
- VI 通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～(30分)

自治体コース講義

- I－1 養護者による障害者虐待の防止と対応①(30分)
- I－2 養護者による障害者虐待の防止と対応②(30分+30分)
- II 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応(60分)
- III 使用者による障害者虐待の防止と対応(30分)
- IV 事実確認調査における情報収集と面接手法(基礎編)(20分)
- V 事実確認調査における情報収集と面接手法(応用編)(60分+20分)

イ 【演習部分】※伝達研修

自治体コース演習

- 演習① 養護者による障害者虐待防止の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習(180分)
- 演習② 施設従事者による障害者虐待防止の通報受理から事業所指導の検討にかけての演習(180分)

管理者・虐待防止責任者コース演習

- 演習① 虐待が疑われる事案への対応(120分)
- 演習② 虐待防止委員会の活性化(120分)
- 演習③ 身体拘束適正化委員会の運営(120分)